

栄光をたたえます



■上森 康司君(川面町)

第47回全国高等学校定時制通信制体育大会陸上競技大会

(8月13日～15日・東京都)

宇治高校3年
「多くの方々に支えられ、全国大会に3年連続出場できました。最後の年に自己最高の準決勝まで進めることができましたうれしかったです」



■岩瀬 翔太郎君(中原町)

第29回全日本小学生ソフトテニス選手権大会

(8月2日～5日・島根県)

高梁小学校6年
「個人戦でベスト64。試合に調子のピークをもっていけませんでした。10月と12月の全国大会県予選では、優勝を目指します」



■大森 実乗さん(南町)

第9回全国小学生学年別柔道大会

(8月25日～26日・鹿児島県)

高梁柔道スポーツ少年団
「多くの方に支えていただいて、全国大会出場の夢がかないました。初戦敗退でしたが、次は入賞を目指します」



■谷奥 楓さん(落合町阿部)

第45回全国高等学校定時制通信制体育大会卓球大会(個人戦)

(8月14日～16日・東京都)

宇治高校2年
「初出場だった昨年の何もできなかった悔しさをバネに練習してきた結果、目標だった1勝だけでなく2勝することができました」



■西 隆聖君(松原通)

第94回全国高校野球選手権大会

(8月8日～23日・兵庫県)

倉敷商業高校3年
「大勢の方に応援をいただき、ベスト8の成績を残すことができました。一生の宝物となり、悔いを残さず高校野球を引退できました」



■渡邊 詩歩子さん(落合町近似)

第43回全国中学校柔道大会

(8月21日～24日・神奈川県)

岡山理科大学附属中学校1年
「団体戦のため、相手は100勝を超える選手で大変でした。全国大会での勝利に向けて、これからも頑張って練習を続けていきます」



■竹浪 史華さん(落合町近似)

全国高等学校総合体育大会テニス競技

(8月9日～16日・新潟県)

岡山学芸館高校2年
「高校生活もあと1年しかないので、目標にしている全国ベスト4を狙えるように、毎日、努力をしていきたいです」



宇治高等学校
第45回全国高等学校定時制通信制体育大会卓球大会(団体戦)

(8月14日～16日・東京都)

「初出場です緊張と不安でいっぱいでした。団体戦では、チームは負けましたが、周りの応援があり、1勝を挙げることができました」と名越さん。

名越 静香さん(3年)
西平 真悠子さん(3年)
仲村 佳奈子さん(2年)
谷奥 楓さん(2年)

市内に在住、または市内で活動し、文化やスポーツ活動の全国大会出場、それに準ずる成績を収めた人、団体の情報があればお知らせください。

問い合わせ 秘書課公聴広報係 ☎0210



気付くのは あなたと地域の 心の目 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待問題を防止するためには、市民の皆さんが児童虐待問題に対する理解をより一層深め、子どもの人権を尊重する視点を持って、主体的に関わりを持つことが大切です。この機会に全ての子どもが希望にあふれ、心身ともに健やかに育つ高梁市をみんなで築いていきましょう。

■問い合わせ 子ども課子ども支援係 ☎0288

児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、そして虐待を受けた子どもの自立といった、切れ目のない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な支援が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、子どもに携わる人だけでなく、幅広い人の理解を深めていくことが必要です。

未来を担う子どもたちを守るため、皆さんのご協力をお願いいたします。

◆子育て中の人に
子どものことで悩んだり困ったりした場合は、一人で悩まず、相談をしやすい人(親、友人、学校・幼稚園や保育園の先生、保健師、民生・児童委員など)に相談しましょう。

子ども課でも専門の相談員が相談を受け付けています。

◆すべての人に
児童虐待と思われるケースを見聞きした場合は、子ども課、倉敷児童相談所(☎086-4211-0991)、学校・幼稚園や保育園、民生・児童委員などに、すぐにお知らせください。

児童虐待の定義は

身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、意図的に子どもを病気にさせる など

心理的虐待

言葉によるおどしや脅迫、無視や存在否定、他の兄妹と著しく差別する、自尊心を踏みにじる など

ネグレクト

家や車に残したまま外出する、成長に影響を及ぼすほど食事を与えない、身体や環境をひどく不潔にする、病気になっても受診させない、通学させない など

性的虐待

子どもへの性的暴力。わいせつなものを見せ付けたり、わいせつな写真の被写体にする など

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しました。

守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

「4つの柱」

参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じていることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。